

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【会社名】	株式会社タムラ製作所
【英訳名】	TAMURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 昌弘
【本店の所在の場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978-2031
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第100期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

- ・将来の事業拡充に備え、新たな事業目的を追加します。
- ・監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- ・資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定めます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

浅田昌弘、橋口裕作、南條紀彦、齋藤彰一および田村陽平を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

窪田明、洪村晴子、今村昌志、豊田明子および横山雄治を監査等委員である取締役に選任するものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内とするものです。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額98百万円以内とするものです。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、移行前の取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠を、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて設定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	519,838	8,976	79	(注)1	可決 95.83
第2号議案	484,524	44,121	252	(注)2	可決 89.32
第3号議案				(注)3	
浅田 昌弘	387,987	140,706	204		可決 71.52
橋口 裕作	447,456	81,237	204		可決 82.49
南條 紀彦	447,397	81,296	204		可決 82.48
齋藤 彰一	446,991	81,702	204		可決 82.40
田村 陽平	514,857	13,836	204		可決 94.91
第4号議案				(注)3	
窪田 明	494,116	34,646	135		可決 91.09
渋村 晴子	494,082	34,680	135		可決 91.08
今村 昌志	507,212	21,549	135		可決 93.50
豊田 明子	505,848	22,912	135		可決 93.25
横山 雄治	518,146	10,615	135		可決 95.52
第5号議案	518,207	10,319	371	(注)1	可決 95.53
第6号議案	520,062	8,328	507	(注)1	可決 95.87
第7号議案	520,015	8,612	270	(注)1	可決 95.86

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上